〇伊那市環境保全条例
平成18年3月31日
条例第63号

目次
第1章　総則(第1条―第6条)
第2章　環境保全施策等(第7条―第30条)
第3章　伊那市環境審議会(第31条―第35条)
第4章　環境の保全のための日常活動、生活規範等(第36条―第42条)
第5章　雑則(第43条・第44条)
第6章　罰則(第45条・第46条)
附則

第1章　総則
(目的)
第1条　この条例は、市の環境の保全について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策(以下「環境保全施策等」という。)の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
(定義)
第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
(2)　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる水質の汚濁、大気の汚染、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生じることをいう。
(3)　水資源　生活用水、農業用水又は工業用水の資源として使用する地下水、表流水、伏流水及び湧水等をいう。
(基本理念)
第3条　環境の保全は、すべての市民が健全で豊かな環境の恵みを享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
2　環境の保全は、すべての者の公平な役割分担のもとに、環境への負荷をできる限り低減させるように、自主的かつ積極的に行われなければならない。
3　環境の保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることに着目し、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に配慮して行われなければならない。
(市の責務)
第4条　市は、環境保全施策を科学的知見に基づいて策定し、及び実施する責務を有する。
2　環境保全施策の効果的な実施を図るため、市は、市民及び事業者並びにこれらの者をもって構成する民間団体(以下「民間団体」という。)の自主的かつ積極的な活動の支援に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
3　前2項に定めるもののほか、市は、近隣の市町村と連携することにより、環境の保全に寄与するよう努めなければならない。
(市民の責務)
第5条　市民(一時滞在者、旅行者等を含む。以下同じ。)は、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
2　前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、この条例において定める環境保全施策に協力する責務を有する。
(事業者の責務)
第6条　事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる汚水等の適正な処理その他の公害防止の措置を講じ、及び自然環境を保全するために必要な措置を講ずるとともに、製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるようにしなければならない。
2　事業者は、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄される段階において、環境への負荷の低減に努めるとともに、再生資源又は環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するよう努めなければならない。
3　前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、この条例において定める環境保全施策に協力する責務を有する。
第2章　環境保全施策等
(施策の基本指針)
第7条　市は、環境保全施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本指針とし、環境の保全に関する各種施策相互の有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。
(1)　人の健康又は生活環境に被害を及ぼす環境保全上の支障を防止し、安全で安心して居住できる生活環境を維持すること。
(2)　環境の自然的構成要素である水、大気、土壌等を良好な状態に保持するとともに、資源を大切にし、その

有効利用等を促すことにより、環境への負荷を低減させること。
(3)　生物の多様性の確保、希少野生生物の保護及び森林、農地、水辺等の多様な自然環境を地域の自然的、社会的条件に応じて体系的に保全し、潤いと安らぎのある自然と人との共生を確保すること。
(4)　自然環境と一体となっている美しい景観や地域の歴史、文化の特性等を生かし、快適な生活環境を創ること。
(5)　地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、砂漠化等の地球環境問題及びその他の環境問題に対する市民等の自主的な学習等を啓発し、環境保全施策への市民の積極的な参加と実践活動を促すこと。
(環境基本計画)
第8条　市長は、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する市の基本となる計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
2　環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
(1)　環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
(2)　環境への配慮指針
(3)　前2号に掲げるもののほか、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3　市長は、環境基本計画を定めるときは、伊那市環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、環境基本計画を決定したときは、これを公表しなければならない。
4　前項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
(公害防止計画)
第9条　市長は、次の各号のいずれかに該当する地域において、実施されるべき公害の防止に関する施策(以下「公害防止施策」という。)の基本方針を示すとともに、その施策に係る計画(以下「公害防止計画」という。)を策定し、関係者に必要な協力を求めるものとする。
(1)　現に公害が著しく、かつ、公害防止施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域
(2)　人口及び産業の急速な集中その他の事情により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害防止施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域
2　前項の公害防止計画は、環境基本計画に基づいて策定するものとする。
(環境影響評価の推進等)
第10条　市は、事業を行う者が、あらかじめ当該事業に係る環境への影響について、自ら適正に調査、予測又は評価を行うこと(以下「環境影響評価」という。)及びその結果に基づき、当該事業に係る環境の保全について配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
2　法令等の規定に基づいて行われる環境影響評価を除き、市長は、前項の措置に関し、事業を行う者が環境影響評価を行わなければならない事業等について、規則で定める。
3　前項に規定する事業を行う者は、環境影響評価の結果について、規則で定めるところにより、その事業の実施前に市長に届け出なければならない。
(財政上の措置)
第11条　市は、環境保全施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
(規制的措置)
第12条　市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、これを規制する基準を定め、必要な措置を講ずるものとする。
2　前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、国及び県の講ずる規制措置を市民及び事業者が遵守することに関し、必要な指導に努めるものとする。
3　第1項の規制の措置の基準(以下「規制基準」という。)は、規則で定める。
(特定施設の設置等の届出の義務)
第13条　公害を発生させるおそれのある物質を排出する施設のうち、規則で定めるもの及び市長が特に指定するもの(以下「特定施設」という。)を設置しようとする者は、法令等に基づき届け出る場合を除き、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。特定施設の届出事項を変更し、又は廃止するときも、同様とする。
(水資源採取施設設置の許可申請等)
第13条の2　水資源を採取するための施設(以下「水資源採取施設」という。)を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受け、又は市長に届出をしなければならない。
(特定施設の設置の制限等)
第14条　第13条の特定施設に係る届出をした者は、その届け出た日から、規則において定める期間を経過した後でなければ、当該施設の設置又は変更のための工事に着手してはならない。
2　市長は、第13条の届出事項の内容が、規制基準に適合していると認めるときは、前項の規定による規則において定める期間について、これを短縮することができる。
3　特定施設を設置し、又は変更しようとする者は、当該施設の設置又は変更の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
(指示及び助言)
第15条　市長は、第13条の届出事項の内容が、規制基準に適合しないと認めるとき又は既に設置されている特定施設及び規則で定める特定施設以外のもの(以下「特定施設等」という。)のうち、当該施設が規制基準に適合しないと認めるときは、規則で定める期間内に、当該届出者又は当該設置者に対して、当該施設の構造及び施設の

使用又は管理の方法等について、環境の保全上の支障の除去又は防止に必要な事項を指示又は助言することができる。
2　市長は、水資源を採取しようとする者(以下「水資源採取者」という。)が水資源採取施設から採取したことにより、周辺の水資源採取施設の水位の低下等を引き起こしたと認めるときは、当該水資源採取者及び周辺の水資源採取者に対して、採取量を減少させ、又は採取を中止し、その原因を究明することについて指示又は助言することができる。
(改善勧告)
第16条　市長は、前条の規定による指示に従わない特定施設等設置者又は水資源採取者に対して、期間を定めて改善の措置を講ずるよう勧告(以下「改善勧告」という。)することができる。
(改善命令及び氏名等の公表)
第17条　市長は、改善勧告を受けた者が、当該期間内に、当該改善の措置を実施しないときは、期限を定めて、前条の改善の措置を講ずるよう命じる(以下「改善命令」という。)ことができる。
2　市長は、改善命令を受けた者が、正当な理由なくしてその改善命令に従わないときは、当該改善命令に従わない内容、その者の氏名及び住所(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を公表することができる。
3　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表をされることとなる者に対し、その理由を通知するとともに弁明の機会を与えなければならない。
(改善措置の実施に関する届出の義務等)
第18条　改善勧告又は改善命令を受けた者が、当該勧告又は当該命令に基づき当該改善の措置を実施したときは、規則で定める期間内に、市長に届け出て、検査を受けなければならない。
2　前項の検査を受けた者は、当該検査に係る改善の措置が有効に保持されるよう施設の管理に努めなければならない。
(一時停止命令等)
第19条　市長は、改善命令を受けた者が当該命令に従わないときは、環境の保全上の支障の除去又は防止に必要な限度において、当該特定施設等の設置者又は水資源採取者に対して、施設の操業又は水資源の採取の一時停止を命じることができる。
2　市長は、第17条第1項及び前項の規定による命令を行うときは、伊那市環境審議会の意見を聴くものとする。

(施設整備等に関する援助)
第20条　市は、事業活動等に伴って生じる環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の措置を事業者が講ずることを助長することにより環境に対する保全上の支障を除去し、又は防止するため、当該事業者に対して、国県等の資金融資制度のあっせんその他の必要な援助に努めるものとする。
(資源の有効利用の促進等)
第21条　市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者に対して、廃棄物の減量、適正処理及び再資源化等を推進し、並びに環境への負荷の低減に資する原材料、製品又は再生品の使用及びエネルギーの有効利用が促されるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(環境教育及び環境学習の推進等)
第22条　市は、環境の保全に関する教育及び環境学習を推進するほか、市民及び事業者並びに民間団体が環境の保全について自ら進んで理解を深め、及びこれらの者による環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(民間団体等の自発的な活動の促進)
第23条　市は、市民及び事業者並びに民間団体が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)
第24条　市は、第22条に規定する環境教育及び環境学習の推進等並びに前条に規定する民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進を図るため、適切に情報を提供するよう努めるものとする。
(調査の実施等)
第25条　市は、環境保全施策を策定し、実施し、及び推進するため、環境状況の把握、環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境保全施策に必要な調査を定期的に実施するほか、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(監視等の体制の整備)
第26条　市は、環境保全施策を適切に実施し、推進するため、必要な監視、巡視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。
(公害紛争の処理等)
第27条　市は、公害に係る紛争に関するあっせん、調停その他の措置の申立てがあったときは、状況を調査し、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(地球環境の保全に関する施策)
第28条　市は、国及び県の講ずる地球環境の保全に関する施策を推進するとともに、他の関係機関等と協力して地球環境の保全に関する国際協力を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(年次報告書等の作成)

第29条　市は、第8条に規定する環境基本計画に基づく施策その他の環境保全施策について、適切に実施し推進するため、毎年、それぞれの分野における環境状況等を集録した年次報告書等を作成するものとする。
(施策推進機関の整備等)
第30条　市は、各種の環境保全施策について、相互に有機的な連携を図り、かかる施策を総合的かつ体系的に推進するため、これを企画し、調整し、推進する機関の整備及び環境の保全に関する専門的な知識を有する指導者の養成並びに環境の保全に資する手法の開発その他の活動基盤の整備等に関し、必要な措置を講ずるものとする。
第3章　伊那市環境審議会
(環境審議会)
第31条　環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、伊那市環境審議会(以下この章において「審議会」という。)を置く。
2　審議会は、この条例において審議会の意見を聴くこととされているもののほか、環境の保全に関する事項及び廃棄物の減量等に関する事項について市長に意見を具申することができる。
(審議会の組織)
第32条　審議会は、委員15人以内で組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
(1)　市議会議員
(2)　識見を有する者
(3)　関係行政機関の職員
3　審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。
(委員の任期)
第33条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　委員は、再任されることができる。
(会長及び副会長)
第34条　審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。
2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
4　会長及び副会長にともに事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
(会議)
第35条　会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
2　審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
第4章　環境の保全のための日常活動、生活規範等
(環境の保全活動の推進等)
第36条　何人も、環境を保全するため、すすんで市を美しくする市民活動を実施し、推進するとともに、自然環境の維持及び保護に努めなければならない。
(ポイ捨ての禁止等)
第37条　何人も、公共の場所において、空き缶、たばこの吸い殻、紙くず等のポイ捨て又は放置をしてはならない。
2　容器に収納した飲料を自動販売機により販売しようとする者は、規則で定めるところにより飲料容器の回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。
3　何人も、灰皿等のたばこの吸い殻を収納する容器が設置されている場所での喫煙に努めなければならない。ただし、吸い殻入れその他たばこの吸い殻を収納する容器を携帯しているときは、この限りでない。
(飼い犬等のふんの放置等の禁止)
第37条の2　何人も、公共の場所において、飼い犬又は飼い猫(以下「飼い犬等」という。)のふんを放置することなく、適正な処理をしなければならない。
2　何人も、公共の場所において、みだりに飼い犬等を遺棄してはならない。
(雑排水等の処理)
第38条　生活排水を排出しようとする者のうち、公共下水道又は農業集落排水処理施設等による集合処理をしていない者は、合併浄化槽を設置し、排水を処理するように努めなければならない。
2　合併処理浄化槽の所有者又は占有者は、その機能が良好な状態で保持できるように維持管理をしなければならない。
(土壌汚染の防止)
第39条　何人も、土壌汚染を防止するため、汚染原因となる物質を埋め立てたり、投棄してはならない。
(騒音の防止)
第40条　何人も、近隣の静穏を害するような騒音を発生させないよう努めなければならない。
2　事業者は、その事業活動により近隣の静穏を害する騒音を発生させるおそれがあるときは、施設の位置、構造及び作業の方法等について、必要な措置を講じなければならない。
(水資源採取の制限)
第41条　何人も、水資源は生活に欠くことのできない地域共有の財産という認識に立ち、将来にわたり豊かな水資源の恵みが受け継がれるよう努めなければならない。

2　市長は、水資源の枯渇と地盤沈下等の防止を図り、水資源の合理的な利用を図るため、開発等の基準を定めることができる。
3　市長は、公共用水道の水源確保と水質汚濁防止等のため、水資源の保全が特に必要な場合は、水資源保全地域を指定することができる。
(土地建物等の管理)
第42条　何人も、環境を保全するため、占有し、若しくは管理する土地又は建物等の管理に関し、周辺の環境に悪影響を及ぼすことのないよう清潔に保ち、及び危害の防止に努めなければならない。
第5章　雑則
(環境の保全措置等に関する報告及び立入検査)
第43条　市長は、環境の保全上の支障を除去し、又は環境への負荷の低減を図り、並びに環境を保全するため、この条例の施行上必要な限度において、特定施設等設置者及び水資源採取者に対して、環境の保全に関する措置の状況その他必要な報告を求め、又は関係職員をして当該施設に係る事業所その他の場所へ立ち入り、必要な書類等を検査させることができる。
2　前項の規定による立入検査をする職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解してはならない。
(委任)
第44条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
第6章　罰則
(罰則)
第45条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
(1)　第17条第1項の規定による改善命令に違反した者
(2)　第19条第1項の規定による一時停止命令に違反した者
2　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
(1)　第13条又は第13条の2の規定に違反して届出若しくは許可申請をせず、又は虚偽の届出若しくは許可申請をした者
(2)　第18条第1項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
(3)　第43条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
(両罰規定)
第46条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条に規定する罰金に処する。
附則
(施行期日)
1　この条例は、平成18年3月31日から施行する。
(経過措置)
2　この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の伊那市環境条例(平成9年伊那市条例第11号)、高遠町いきいき環境保全条例(平成9年高遠町条例第20号)又は長谷村自然環境保全条例(平成10年長谷村条例第14号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
3　施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。
4　この条例の施行の際現に井戸を設置し、又は設置するためにこれに着手している者は、施行日から60日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
附則(平成23年6月30日条例第14号)
この条例は、公布の日から施行する。
附則(平成24年3月30日条例第4号)
この条例は、平成24年4月1日から施行する。
附則(平成25年3月18日条例第8号)
(施行期日)
1　この条例は、平成25年6月1日から施行する。
(経過措置)
2　この条例の施行前にした改正前の伊那市環境保全条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
3　この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の伊那市環境保全条例第41条第3項の規定によりなされた許可又は許可の申請は、この条例による改正後の伊那市環境保全条例第13条の2の規定によりなされた許可又は許可の申請とみなす。